



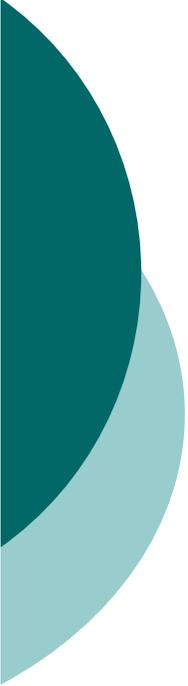
医療制度改革関連法案 について

衆議院 厚生労働委員会
平成18年4月26日 日本医師会



医療制度改革関連法案 について

平成18年6月7日 参議院厚生労働委員会
日本医師会副会長 竹嶋康弘



日本医師会の立場

- 我が国における全ての医師、医療機関の代表者として医療政策を提言する。
- かかりつけ医機能の普及、医療連携の推進により、各地域において良質かつ適切な医療の提供体制の確立を目指す。
- 国民皆保険、現物給付、フリーアクセスによって成り立つ我が国の公的医療保険制度を堅持する。



新設医療法人の解散時の残余財産の 帰属先の制限 （医療法改正案第44条第4項）

- 医業経営の安定および医療の永続性を確保し、地域のかかりつけ医機能を維持するため、特に診療所のみを開設する医療法人に対する残余財産の帰属先制限規定の適用について、適切な措置を講ずるべきである。
- 地域医療のために医療法人に出資した医師等に対し、医療法人債務の保証責任など過大な追加負担が課されることがないように適切な配慮を行うべきである。